

■回答者 鮫島正洋
弁護士・弁理士
■相談者 Aさん
会社を経営する社長

知的財産を守る

あなたの
知的財産、
大丈夫
ですか？

今月の
相談

商品名を商標登録したい！

【前回のあらすじ】A社長の考案した誤差表示機能付き歩数計は順調に売れて、市場で話題にもなっているが……。

考えてみればこの商品は「歩数計・誤差表示機能付き」という名称で売られていて、製品の愛称がないのですね。

今までB to Bの仕事が多かったので、製品にそれらしい名称をつけるという感覚がなかったのですが、売れてきているので、ブランドネームが必要ですね。

ちなみに、候補はありますか？

私のなかでは誤差表示機能がついていて自分の歩数がより正確にわかることから、「わかりやすい歩数計」がいいのではと。

ふ～む。商標が取りにくそうですね。

商標？あのブランドネームを保護するという知財権のことですね。なぜダメなのですか？わかりやすいのに。

対象商品の品質、用途、効能などをありふれた態様で表した商標は登録の対象とはならないのです。

たしかに、「わかりやすい歩数計」という名称を誰かが商標権を取得して独占してしまったら、後の人気が困りそうです。

どうしてもその名称でいくのであれば、ロゴ化するとか、表示機種をありふれたものでなくしたほうがいいです。

「漫歩くん」というのはどうですか？これならば、ちょっとひねっているし。

対象商品について慣用されているような名称もダメなんです。それに、すでに他社が歩数計の登録商標として「万歩計^{※1}」を取得しているので、その観点からも類似であるとして、拒絶されるように思います。

いろいろとルールが複雑なのですね。

「アルキメデス」!? たしかに、この歩数計はイノベーティブだし、古代の発明家であるアルキメデスにイメージが重なる！ そのアイデアいただいて、「あるきメデス」と表示してもいいですか？

「あるきメデス」ならば、歩数計との関係でとくに慣用されている名称でもないし、品質、用途、効能にも関係ないので、歩数計の分野すでに登録商標が取得されていなければ商標登録が可能です！

(数日後)

あれからいろいろと製品名称を考えたのですが、いいアイデアが浮かびません。

さめじま・まさひろ
弁護士・弁理士。エンジニアなどを経て、2004年内田・鮫島法律事務所を設立、現在に至る。12年知財功労賞受賞。著書多数。小説『下町ロケット』の神谷弁護士のモデルとしても有名。